

営業秘密管理体制の整備と製法特許の活用法 ～重要な技術情報の管理がおろそかになっていませんか？～

2013 年 4 月 25 日（木）13:30～16:40（13:00 受付開始） TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター

近年、企業の技術情報の流出が問題となっており、大型の訴訟事件にいたる国際的な紛争が勃発するなど営業秘密の保護のあり方が注目されています。そこで、本セミナーでは、営業秘密の保護に関して、お話しをさせていただきます。我国の法制では、ノウハウとして管理されている技術情報は不正競争防止法によって保護されますが、不正競争防止法による保護を受けるためには、情報がきちんとした形で、秘密管理されていることが必須であり、そのためには、会社内できちんとした営業秘密管理体制を設けていることが大切になります。

また、製造方法に関しては、ノウハウとして秘匿する方法のほか、特許権による保護を受けることも可能であるため、その保護の実効性や限界を十分に理解した上で、特許出願をするか、ノウハウとして秘匿するかを決定し、真に効果的な保護のあり方を考えていく必要もあります。

本セミナーでは、レクシアの代表パートナーである山田威一郎弁護士と立花顕治弁理士が、弁護士と弁理士の双方の視点で、技術情報を効果的に保護するための方法を徹底的に探究していきたいと思いません。皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2013 年 4 月 25 日（木）／ 2013 年 4 月 18 日（木）申込締切

【セミナー申込方法】

別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛に FAX にてご返信ください。

ご希望の講演のみの申し込みも可能です。弊所の受信に代えて受付完了といたします。

参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。但し、定員超過にいたった際は、大変恐縮ながら締切日を待たずにお断りする場合がございますことを予めご了承ください。

【会場案内】

セミナー会場：TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター 5 階会議室 5A（定員 60 名）

【アクセス】

- ・ JR 名古屋駅、地下鉄名古屋駅 又は
名鉄名古屋駅から徒歩約 5 分
詳細は下記 URL をご参照下さい。

<http://www.kashikaigishitsu.net/search-rooms/access?id=91>

【参加料】 無料（企業の知財関係者対象）

【お問合せ】

レクシア特許法律事務所
TEL：06-6448-7777 FAX：06-6448-7766
〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40
中之島インテス 21 階



第 19 回 レクシア知的財産セミナー in 名古屋

営業秘密管理体制の整備と製法特許の活用法

2013 年 4 月 25 日 (木) 13:30~16:40 (13:00 受付開始)

場所：TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター 5 階会議室 5A

<スケジュールとセミナー内容>

13:00	受付開始 (お名刺を頂戴致します)	
13:30 ~ 15:00	<p>【第1部】不正競争防止法による営業秘密の保護と営業秘密管理体制の整備 我が国の法制では、営業秘密として管理されている技術情報は不正競争防止法によって保護されますが、不正競争防止法による保護を受けるためには、情報が十分に秘密管理されていることが必須であり、きちんとした営業秘密管理体制を設けていることが大切になります。そこで、第1部では、近時の裁判例をもとに、不正競争防止法上、営業秘密が法的に保護されるための要件を説明した上で、講師の経験をもとに、企業の中で営業秘密の管理体制を構築していくための具体的な手法に関してお話しをさせていただきます。また、裁判で問題となることが多い退職時の競業禁止契約の有効性等の法的問題に関するご説明をさせていただきます。</p>	講師： 弁護士・弁理士 山田威一郎
15:00~15:15	休憩	
15:15 ~ 16:40	<p>【第2部】先使用権の要件と立証準備のための手法 製造技術をノウハウとして秘匿する場合、第三者が同種の技術に関して特許を取得してしまった場合に備え、先使用権の立証準備をしておくことも必須となります。そこで、第2部では、先使用権に関する裁判例を踏まえ、先使用権の立証の手法に関してご説明をさせていただきます。</p> <p>【第3部】製法特許の活用法とその限界 製造方法に関しては、特許権による保護を受けることも可能ですが、一般的に、製法に関しては、侵害行為の立証が困難であるため、特許を取得しても効果は薄いと言われています。この考え方にはある意味合理的な考え方ではありますが、裁判上の手続をうまく利用することで、製法特許に関しても、一定の範囲で権利行使の余地は残されています。そこで、第3部では、日本の訴訟手続における文書提出命令や生産方法の推定規定等の活用や米国でのディスカバリーの活用などを考慮した製法特許の保護の可能性と限界についてご説明させていただきたいと思っております。</p>	講師： 弁護士・弁理士 山田威一郎 講師：弁理士 立花顕治

このまま FAX にてご返信ください

レクシア特許法律事務所 行き

FAX : 06-6448-7766 弊所の受信に代えて受付完了といたします。受信のお知らせはいたしません。

< 第 19 回 LEXIA 知財セミナー 参加申込書 > 「営業秘密管理体制の整備と製法特許の活用法」

貴社名		紹介者	《ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい》
住所	〒		
TEL		FAX	
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]